

第6回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第 89号	高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		5
議案第 90号	高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例		25
議案第 91号	高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		29
議案第 92号	高梁市手数料条例の一部を改正する条例		33
議案第 93号	高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		47
議案第 94号	工事請負契約の締結について		55
議案第 95号	工事請負契約の締結について		61
議案第 96号	工事請負契約の締結について		63
議案第 97号	令和5年度高梁市一般会計補正予算(第6号)		
議案第 98号	令和5年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
議案第 99号	令和5年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算(第2号)		
議案第100号	令和5年度高梁市介護保険特別会計補正予算(第3号)		
議案第101号	令和5年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)		
議案第102号	令和5年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)		
議案第103号	令和5年度高梁市水道事業特別会計補正予算(第3号)		

議案第104号	令和5年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第2号）		
---------	----------------------------	--	--

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 13 日提出

高梁市長 近藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高梁市職員の給与に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 120」」を「「100 分の 125」」に、「「100 分の 67.5」」を「「100 分の 70」」に改める。

第 30 条第 2 項中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 100」」を「「100 分の 105」」に、「「100 分の 47.5」」を「「100 分の 50」」に改める。

別表第 1 及び別表第 3 を別紙のように改める。

第 2 条 高梁市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）は、昇給しない。

第 29 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 125」」を「「100 分の 122.5」」に、「「100 分の 70」」を「「100 分の 68.75」」に改める。

第30条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の高梁市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正及び職員の定年を引き上げることに伴い、所要の改正を行うため。

(別紙)

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	157,600	252,400	264,000	297,400	325,100	367,500
	2	158,700	254,000	265,400	299,500	327,300	370,100
	3	159,800	255,500	266,900	301,500	329,500	372,500
	4	160,900	256,900	268,200	303,400	331,500	374,900
	5	162,100	264,000	268,500	305,200	333,500	376,800
	6	163,200	265,400	269,700	307,000	335,500	379,300
	7	164,400	266,900	270,900	308,600	337,400	381,600
	8	165,500	268,200	272,100	310,200	339,300	384,100
	9	166,600	268,500	276,300	311,800	341,200	386,500
	10	167,700	269,700	277,600	314,000	343,200	389,100
	11	168,800	270,900	278,900	316,200	345,200	391,700
	12	169,900	272,100	280,200	318,200	347,200	394,300
	13	170,900	276,300	281,600	320,200	349,000	396,600
	14	172,300	277,600	282,100	322,200	351,000	398,900
	15	173,600	278,900	282,700	324,100	352,900	401,100
	16	174,900	280,200	283,200	326,000	354,800	403,400
	17	177,100	281,600	283,800	327,900	356,500	405,200
	18	178,600	282,100	284,500	329,900	358,500	407,100
	19	180,100	282,700	285,100	331,800	360,300	409,000
	20	181,700	283,200	285,700	333,700	362,200	410,800
	21	184,800	283,800	286,300	335,400	364,100	412,600
	22	186,200	284,500	286,800	337,400	366,000	415,700
	23	187,600	285,100	287,300	339,400	367,900	418,800
	24	189,000	285,700	287,800	341,300	369,800	421,800
	25	190,300	286,300	288,900	342,700	371,700	425,500
	26	192,600	286,800	290,500	344,600	373,600	427,600
	27	194,800	287,300	292,000	346,500	375,500	429,700
	28	197,000	287,800	293,500	348,400	377,400	431,900
	29	200,200	288,900	293,900	350,000	378,900	431,900
	30	201,900	290,500	295,500	351,900	380,700	433,900
	31	203,400	292,000	297,100	353,700	382,500	436,000
	32	204,900	293,500	298,700	355,500	384,100	437,900
	33	206,400	293,900	300,200	357,300	385,800	438,000
	34	207,800	295,500	301,800	359,100	387,200	439,400
	35	209,200	297,100	303,300	360,800	388,600	441,300
	36	210,600	298,700	304,800	362,500	390,000	443,200
	37	214,000	300,200	306,400	363,900	391,400	445,000
	38	215,300	301,800	310,200	365,200	392,600	446,800
	39	216,600	303,300	314,100	366,500	393,800	448,600
	40	217,900	304,800	317,800	367,900	394,800	450,300
	41	219,200	306,400	322,400	369,000	395,900	452,100
	42	220,400	308,000	324,400	369,900	397,100	453,600
	43	221,600	309,600	326,400	370,900	398,200	455,000
	44	222,700	311,100	328,400	372,000	399,300	456,500
	45	223,800	312,000	329,600	372,800	400,000	457,900
	46	224,900	313,500	331,600	373,700	400,700	459,200
	47	225,900	315,000	333,500	374,600	401,400	460,500
	48	226,900	316,600	335,500	375,400	402,100	461,700
	49	227,800	318,200	337,400	376,200	403,700	462,700
	50	230,300	319,800	339,300	377,000	404,300	463,400
	51	232,800	321,300	341,200	377,800	404,800	464,200
	52	235,300	322,800	343,100	378,500	405,200	464,900
	53	238,400	324,200	344,900	379,200	406,600	466,600
	54	240,000	325,400	346,800	382,100	409,700	467,400
55	241,500	326,500	348,600	385,000	412,800	468,100	

56	242,900	327,600	350,400	387,900	415,900	468,700
57	244,100	329,300	351,900	391,400	419,600	469,200
58	245,700	330,200	353,300	392,600	421,100	469,800
59	247,200	331,000	354,700	393,800	422,600	470,400
60	248,600	331,800	356,200	394,800	424,100	471,000
61	249,600	332,600	357,700	395,900	425,600	471,500
62	251,100	335,500	358,500	397,100	426,900	472,000
63	252,400	338,300	359,500	398,200	428,200	472,400
64	253,600	341,100	360,500	399,300	429,400	472,700
65	254,700	344,900	361,400	400,000	430,600	473,000
66	255,700	346,800	362,500	400,700	431,900	473,500
67	256,600	348,600	363,400	401,400	433,200	473,900
68	257,500	350,400	364,400	402,100	434,400	474,200
69	258,400	351,900	365,300	403,700	435,600	474,500
70	259,300	353,300	366,000	404,300	436,400	475,000
71	260,100	354,700	366,700	404,800	437,200	475,400
72	260,900	356,200	367,300	405,200	438,000	475,700
73	261,600	357,700	368,700	406,600	439,600	476,000
74	262,700	358,500	369,300	406,900	440,300	476,500
75	263,900	359,500	370,000	407,200	441,000	476,900
76	265,000	360,500	370,700	407,500	441,700	477,200
77	266,200	361,400	372,000	408,800	443,500	477,500
78	267,400	362,500	372,700	409,100	444,300	478,000
79	268,500	363,400	373,400	409,400	444,700	478,400
80	269,600	364,400	374,000	409,700	445,400	478,700
81	270,700	365,300	375,300	411,000	446,900	479,000
82	271,800	366,000	375,900	411,300	447,300	479,500
83	272,900	366,700	376,600	411,600	447,700	479,900
84	273,900	367,300	377,200	411,900	448,100	480,200
85	274,900	367,700	378,500	413,200	448,500	480,500
86	275,900	368,300	379,100	413,500	448,900	481,000
87	276,900	369,000	379,800	413,800	449,300	481,400
88	277,800	369,700	380,400	414,100	449,600	481,700
89	278,700	370,000	381,800	414,300	449,900	482,000
90	279,600	370,700	382,300	414,600	450,300	482,500
91	280,500	371,400	382,900	414,900	450,600	482,900
92	281,400	372,000	383,400	415,100	450,900	483,200
93	282,300	373,300	384,900	415,300	451,200	
94	283,200	373,900	385,500	415,600		
95	284,100	374,600	386,000	415,900		
96	285,000	375,200	386,300	416,100		
97	286,000	376,500	387,700	416,300		
98	287,000	377,100	388,200			
99	287,900	377,800	388,600			
100	288,800	378,400	389,000			
101	289,300	379,800	389,400			
102	290,000	380,300	389,900			
103	290,700	380,900	390,300			
104	291,600	381,400	390,700			
105	292,600	382,900	391,000			
106	293,400	383,500	391,400			
107	294,200	384,000	391,800			
108	295,000	384,300	392,200			
109	295,700	385,700	392,600			
110	296,200	386,200	393,000			
111	296,600	386,600	393,400			
112	297,000	387,000	393,800			
113			394,200			
114			394,600			
115			395,000			
116			395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額					
		円 238,400				

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表(一)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	376,000	458,100	565,700	739,700	845,000
2	379,200	460,500	567,700	741,600	847,800
3	382,400	462,900	569,700	743,500	850,100
4	385,600	465,300	571,700	745,400	852,400
5	388,800	467,700	574,000	747,600	856,100
6	391,900	469,700	576,100	749,300	858,800
7	394,800	471,700	578,200	751,000	861,500
8	397,700	473,700	580,300	752,700	864,200
9	400,300	475,600	582,400	754,700	866,700
10	402,900	476,700	584,200	757,000	869,300
11	405,400	478,100	586,000	759,300	871,900
12	407,900	479,500	587,800	761,600	874,500
13	410,300	479,900	589,800	764,100	877,200
14	412,500	481,000	592,500	766,100	879,600
15	414,700	482,300	595,200	768,100	882,000
16	416,900	483,700	597,900	770,100	884,200
17	419,000	484,300	600,700	772,200	886,900
18	421,800	485,100	602,800	774,200	889,400
19	424,800	486,000	604,900	776,200	891,900
20	427,400	486,900	606,900	778,200	894,400
21	429,600	487,300	608,900	780,500	897,000
22	432,200	488,800	610,200	782,400	899,300
23	435,000	490,300	611,500	784,300	901,600
24	437,600	491,800	612,800	786,200	903,900
25	439,900	493,200	614,100	788,400	906,400
26	442,800	495,100	616,300	790,400	908,600
27	445,700	497,000	618,500	792,400	910,800
28	448,400	498,900	620,700	794,300	913,000
29	450,400	500,800	622,800	796,100	915,300
30	452,000	502,100	624,700	797,800	917,400
31	453,400	503,400	626,600	799,500	919,500
32	454,800	504,600	628,500	801,200	921,600
33	455,800	505,800	630,400	802,900	923,800
34	457,100	507,600	632,400	804,800	925,700
35	458,300	509,400	634,400	806,700	927,600
36	459,500	511,200	636,200	808,600	929,500
37	460,300	513,000	637,200	810,400	931,700
38	461,900	514,800	639,500	812,000	933,600
39	463,700	516,600	641,700	813,600	935,500
40	464,900	518,400	644,000	815,200	937,400
41	466,000	520,100	646,100	816,800	939,600
42	467,500	521,800	648,400	818,400	941,300
43	468,900	523,500	650,700	820,000	943,000
44	470,400	525,200	653,000	821,600	944,700
45	471,500	526,400	655,100	823,200	946,600
46	472,300	528,100	656,800	824,600	948,100
47	473,000	529,800	658,700	826,000	949,600
48	473,800	531,500	660,300	827,500	951,100
49	474,400	533,000	662,000	828,800	952,900
50	475,600	534,700	663,700	830,100	954,300
51	476,800	536,500	665,400	831,400	955,700
52	478,000	538,300	667,100	832,700	957,100
53	479,200	539,900	668,800	833,500	958,600
54	480,200	541,600	670,600	835,000	960,100
55	481,100	543,200	672,400	836,500	961,600
56	482,000	544,800	674,100	838,000	963,100
57	482,900	546,000	675,800	839,500	964,900

58	484,700	547,700	677,400	841,000	966,600
59	486,600	549,400	679,000	842,400	968,300
60	488,500	551,100	680,500	843,700	970,000
61	490,100	552,800	682,000	844,800	971,800
62	491,900	554,300	683,500	846,200	973,400
63	493,500	555,800	685,100	847,400	975,000
64	495,000	557,300	686,600	848,800	976,600
65	496,100	558,800	688,200	850,200	978,200
66	497,900	560,100	689,800	851,500	979,700
67	499,700	561,300	691,400	852,800	981,200
68	501,500	562,500	693,000	854,000	982,700
69	503,300	563,700	694,300	855,400	984,200
70	505,200	564,500	695,900	856,700	985,600
71	507,100	565,300	697,500	858,000	987,000
72	509,000	566,100	699,100	859,300	988,400
73	510,900	567,000	700,700	860,800	990,100
74	512,300	567,900	702,100	862,100	991,400
75	513,700	568,700	703,500	863,400	992,700
76	515,100	569,600	704,900	864,700	994,000
77	516,500	570,200	706,300	865,800	995,600
78	517,900	571,000	707,600	867,000	996,900
79	519,300	571,900	709,000	868,200	998,200
80	520,700	572,800	710,300	869,400	999,500
81			712,000	870,800	1,001,000
82			713,300	871,900	1,002,200
83			714,400	873,000	1,003,400
84			715,700	873,900	1,004,600
85			716,900	875,200	1,006,000
86			718,100	876,200	1,007,100
87			719,400	877,200	1,008,200
88			720,700	878,200	1,009,300
89			722,000	879,300	1,010,700
90			723,200	880,300	1,011,800
91			724,400	881,300	1,012,900
92			725,400	882,300	1,014,000
93			726,600	883,600	1,015,300
94			727,700	884,400	1,016,400
95			728,800	885,200	1,017,500
96			729,900	886,000	1,018,600
97			731,200	887,000	1,020,000
98			732,300	887,800	1,021,100
99			733,400	888,600	1,022,200
100			734,500	889,400	1,023,300

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	
	1		202,800	236,100	258,800	287,400	
	2			204,400	237,400	259,900	289,200
	3			205,900	238,700	261,100	291,200
	4			207,300	239,900	262,200	293,100
	5	167,200	208,800	241,100	263,400	294,900	
	6	168,600	210,000	242,300	264,600	296,900	
	7	170,000	211,200	243,400	265,700	298,700	
	8	171,400	212,400	244,500	266,700	300,600	
	9	172,700	213,800	245,400	267,800	302,400	
	10	174,500	215,300	246,500	268,500	304,000	
	11	176,200	216,800	247,800	269,200	305,500	
	12	177,800	218,300	248,900	270,000	307,100	
	13	179,400	219,700	250,200	271,000	308,800	
	14	181,100	221,200	251,400	272,000	310,700	
	15	182,700	222,700	252,600	273,000	312,700	
	16	184,600	224,200	253,800	274,100	314,500	
	17	186,000	225,500	254,600	275,300	316,300	
	18	187,800	226,800	255,800	276,800	318,200	
	19	189,800	228,200	256,900	278,400	320,100	
	20	191,600	229,500	258,000	280,000	321,900	
	21	193,500	230,600	259,200	281,500	323,700	
	22	194,700	231,700	260,000	283,100	325,600	
	23	196,200	232,800	260,800	284,700	327,400	
	24	197,600	233,900	261,600	286,300	329,300	
	25	198,800	235,000	262,500	287,900	331,000	
	26	200,300	236,200	263,500	289,400	332,900	
	27	201,700	237,400	264,500	290,900	334,800	
	28	203,000	238,500	265,500	292,500	336,600	
	29	204,600	239,500	266,700	293,800	337,900	
	30	205,600	240,800	268,200	295,300	339,700	
	31	206,700	242,200	269,700	296,800	341,400	
	32	207,800	243,400	271,000	298,300	343,200	
	33	209,000	244,400	272,200	299,800	344,900	
	34	210,100	245,700	273,800	301,400	346,700	
	35	211,200	246,600	275,300	303,000	348,500	
	36	212,300	247,800	276,800	304,600	350,300	
	37	213,700	249,000	278,100	305,900	351,900	
	38	215,000	250,100	279,500	307,500	353,600	
	39	216,300	251,100	280,800	309,000	355,200	
	40	217,500	252,100	282,100	310,500	356,800	
	41	218,500	253,000	283,200	312,100	358,000	
	42	219,500	253,800	284,600	313,700	359,100	
	43	220,500	254,600	286,000	315,300	360,300	
	44	221,500	255,400	287,300	316,800	361,500	
	45	222,400	256,200	288,600	317,700	362,500	
	46	223,200	257,400	290,200	319,100	363,300	
	47	224,000	258,600	291,700	320,600	364,300	
	48	224,900	259,700	293,100	322,200	365,400	
	49	225,800	261,000	294,300	323,600	366,400	
	50	226,700	262,300	295,800	324,900	367,400	
	51	227,600	263,400	297,100	326,100	368,400	
	52	228,500	264,400	298,600	327,300	369,300	
	53	229,200	265,400	299,900	328,300	370,100	
	54	230,100	266,500	301,300	329,300	370,900	
	55	231,000	267,600	302,700	330,300	371,800	
	56	231,800	268,700	304,000	331,200	372,600	
	57	232,100	269,400	305,000	331,700	373,100	
	58	232,900	270,500	306,200	332,600	373,900	
	59	233,500	271,600	307,400	333,400	374,700	
60	234,200	272,500	308,800	334,300	375,500		

61	234,800	273,300	310,100	335,000	375,900
62	235,400	274,300	311,300	335,300	376,600
63	235,900	275,200	312,500	335,800	377,300
64	236,400	276,100	313,700	336,400	377,900
65	237,000	276,900	315,000	337,000	378,300
66	237,500	277,900	315,800	337,700	379,500
67	238,000	278,800	316,500	338,400	380,700
68	238,600	279,700	317,200	339,000	381,900
69	239,100	280,600	317,800	339,700	383,100
70	239,600	281,600	319,300	341,000	384,600
71	240,200	282,700	320,800	342,300	386,100
72	240,700	283,700	322,200	343,600	387,600
73	241,200	284,300	323,600	344,900	388,900
74	241,700	284,800	324,900	346,700	390,200
75	242,100	285,300	326,100	348,500	391,500
76	242,600	286,100	327,300	350,300	392,600
77	243,100	286,900	328,300	351,900	393,700
78	243,600	287,500	329,300	353,600	394,800
79	244,100	288,100	330,300	355,200	395,900
80	244,600	288,600	331,200	356,800	397,000
81	244,900	289,100	331,700	358,000	397,800
82	245,200	290,400	332,600	359,100	398,600
83	245,500	291,700	333,400	360,300	399,400
84	245,700	293,000	334,300	361,500	400,200
85	245,900	294,300	335,000	362,500	400,600
86	246,200	295,800	335,300	363,300	401,200
87	246,500	297,100	335,800	364,300	401,700
88	246,700	298,600	336,400	365,400	402,100
89	246,900	299,900	337,000	366,400	402,500
90		301,300	337,700	367,400	402,800
91		302,700	338,400	368,400	403,100
92		304,000	339,000	369,300	403,400
93		305,000	339,700	370,100	403,700
94		306,200	340,200	370,900	404,000
95		307,400	340,800	371,800	404,300
96		308,800	341,400	372,600	404,600
97		310,100	341,700	373,100	404,900
98		311,300	342,300	373,900	405,200
99		312,500	342,800	374,700	405,500
100		313,700	343,300	375,500	405,900
101		315,000	343,800	375,900	406,100
102		315,800	344,300	376,600	406,400
103		316,500	344,800	377,300	406,700
104		317,200	345,200	377,900	407,000
105		317,800	345,500	378,300	407,200
106		318,500	345,800	378,900	
107		319,200	346,200	379,600	
108		319,800	346,500	380,200	
109		320,400	347,000	380,600	
110		320,600	347,300	381,100	
111		321,100	347,600	381,600	
112		321,600	347,900	382,100	
113		322,200	348,300	382,700	
114		322,700	348,600	383,200	
115		323,200	349,000	383,800	
116		323,600	349,300	384,400	
117		324,200	349,700	384,900	
118		324,700	350,000	385,400	
119		325,100	350,300	385,900	
120		325,600	350,600	386,400	
121		326,100	350,900	386,700	
122		326,500	351,300	387,200	
123		326,700	351,700	387,600	
124		327,000	352,100	388,000	
125		327,400	352,600	388,400	
126		327,800	353,000		

	127		328,200	353,400	
	128		328,600	353,800	
	129		328,900	354,300	
	130		329,100		
	131		329,500		
	132		329,800		
	133		330,000		
	134		330,300		
	135		330,600		
	136		330,900		
	137		331,100		
	138		331,400		
	139		331,800		
	140		332,000		
	141		332,200		
	142		332,400		
	143		332,800		
	144		333,000		
	145		333,200		
	146		333,600		
	147		334,000		
	148		334,400		
	149		334,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額			
		円 232,800			

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、介護福祉士、その他の業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	177,800	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	179,200	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	180,600	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	182,000	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	183,500	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	184,900	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	186,400	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	187,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	189,300	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	190,800	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	192,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	193,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	195,000	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	196,700	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	198,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	199,800	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	201,200	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	203,200	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	205,300	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	207,300	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	209,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	211,300	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	213,400	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	215,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	217,300	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	219,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	220,700	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	222,400	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	223,700	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	225,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	226,100	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	227,100	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	228,200	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	229,000	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	229,800	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	230,500	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	231,600	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	232,800	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	233,900	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	234,900	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	235,900	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	237,200	261,500	292,900	317,800	353,800
	43	238,500	262,300	294,100	319,200	355,300
	44	239,700	263,000	295,300	320,500	356,700
	45	240,500	263,700	296,400	321,300	358,100
	46	241,500	264,400	297,700	322,700	359,100
	47	242,500	265,100	299,000	324,100	360,500
	48	243,500	265,800	300,200	325,600	361,800
	49	244,500	266,500	301,300	326,700	363,100
	50	245,500	267,300	302,500	328,000	364,500
	51	246,400	268,000	303,700	329,300	365,800
	52	247,200	268,900	305,000	330,600	367,100
	53	248,000	269,800	306,400	331,900	368,600
	54	248,900	270,900	307,700	333,200	369,800
	55	249,800	272,000	309,000	334,500	370,900
	56	250,600	273,200	310,200	335,800	372,100
	57	251,200	274,400	311,000	336,700	373,200
	58	252,100	275,800	312,200	338,000	374,900
59	253,000	277,100	313,400	339,200	376,600	

60	253,800	278,400	314,800	340,500	378,300
61	254,500	279,600	315,900	341,500	380,000
62	255,400	280,800	317,200	342,400	381,600
63	256,000	281,900	318,400	343,500	383,400
64	256,800	283,000	319,600	344,700	385,200
65	257,500	284,000	320,800	345,800	386,900
66	258,200	285,200	322,100	347,000	388,600
67	258,900	286,400	323,300	348,200	390,500
68	259,600	287,400	324,500	349,200	392,200
69	260,200	288,400	325,200	350,200	393,900
70	260,900	289,800	326,300	352,200	395,600
71	261,500	291,100	327,400	354,200	397,400
72	262,100	292,300	328,300	356,200	399,100
73	262,700	293,300	329,400	358,100	400,700
74	263,300	294,600	330,100	359,100	402,400
75	264,100	295,800	331,200	360,500	404,200
76	264,900	297,000	332,300	361,800	406,000
77	266,100	298,300	333,400	363,100	407,500
78	267,200	299,500	334,600	364,500	409,000
79	268,200	300,700	335,700	365,800	410,500
80	269,200	301,900	336,800	367,100	411,800
81	270,100	302,400	337,900	368,600	412,900
82	271,000	303,600	339,000	369,800	414,000
83	271,900	304,700	340,000	370,900	415,100
84	272,800	305,800	341,100	372,100	416,300
85	273,600	306,900	342,000	373,200	417,600
86	274,500	308,100	343,000	374,100	418,700
87	275,400	309,300	343,900	375,100	419,900
88	276,000	310,400	344,900	376,000	421,000
89	276,700	311,500	345,800	376,600	422,200
90	277,400	312,700	346,900	377,400	423,200
91	278,100	313,900	348,000	378,200	424,300
92	278,800	315,000	349,100	379,000	425,400
93	279,600	315,800	350,200	379,700	426,500
94	280,400	316,500	351,200	380,400	427,000
95	281,200	317,200	352,300	381,200	427,600
96	282,000	317,800	353,400	381,900	428,000
97	282,800	318,300	354,200	382,500	428,600
98	283,800	318,600	355,300	383,100	429,100
99	284,700	319,200	356,400	383,800	429,500
100	285,600	319,800	357,400	384,400	430,000
101	286,200	320,200	358,100	385,100	430,500
102	286,800	320,800	358,900	385,600	430,900
103	287,400	321,400	359,700	386,200	431,200
104	288,300	321,900	360,400	386,700	431,500
105	289,100	322,300	361,000	387,100	431,900
106	289,900	322,800	361,500	387,700	
107	290,700	323,300	362,100	388,200	
108	291,500	323,800	362,600	388,500	
109	292,100	324,200	363,200	388,800	
110	292,600	324,600	363,700	389,300	
111	293,100	324,900	364,300	389,700	
112	293,500	325,200	364,800	390,000	
113	293,700	325,500	365,200	390,300	
114	294,000	325,900	365,600	390,800	
115	294,200	326,300	366,200	391,300	
116	294,500	326,600	366,700	391,700	
117	294,800	326,800	367,000	392,000	
118	295,000	327,500	367,500	392,400	
119	295,300	328,200	367,900	392,900	
120	295,500	328,800	368,200	393,300	
121	295,800	329,400	368,800	393,700	
122	296,100	330,100	369,300		
123	296,400	331,200	369,800		
124	296,700	332,300	370,300		
125	297,000	333,400	370,900		

126	297,400	334,600	371,400	
127	297,700	335,700	371,900	
128	298,100	336,800	372,300	
129	298,300	337,900	372,900	
130	298,500	339,000	373,400	
131	298,800	340,000	373,900	
132	299,200	341,100	374,400	
133	299,400	342,000	375,000	
134	299,700	343,000	375,400	
135	300,100	343,900	375,900	
136	300,500	344,900	376,400	
137	300,700	345,800	377,000	
138	301,000	346,600		
139	301,400	347,400		
140	301,700	348,200		
141	301,900	348,800		
142	302,200	349,400		
143	302,600	350,100		
144	302,900	350,700		
145	303,100	351,100		
146	303,500	351,500		
147	303,900	352,000		
148	304,200	352,400		
149	304,400	352,900		
150	304,600	353,300		
151	304,900	353,800		
152	305,300	354,200		
153	305,500	354,500		
154	305,700	355,000		
155	306,000	355,400		
156	306,300	355,700		
157	306,700	356,200		
158	306,900	356,700		
159	307,100	357,200		
160	307,400	357,700		
161	307,700	358,200		
162	308,000	358,700		
163	308,300	359,200		
164	308,600	359,600		
165	309,000	360,000		
166	309,300	360,400		
167	309,600	360,900		
168	309,900	361,400		
169	310,300	361,800		
170	310,600	362,300		
171	310,900	362,800		
172	311,200	363,300		
173	311,600	363,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額		
		円 268,000		

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する保健師、看護師、
准看護師の業務に従事する職員に適用する。

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事院の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事院の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合</p>

計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4・5 略

別表第1(第3条関係)

一般職給料表 別紙のとおり

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(一)～ウ 医療職給料表(三) 別紙のとおり

計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の47.5」とする。

4・5 略

別表第1(第3条関係)

一般職給料表 略

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(一)～ウ 医療職給料表(三) 略

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(高齢職員の昇給)</p> <p>第6条 前条第5項の規定にかかわらず、<u>55歳</u>(医療職給料表(一))の適用を受ける職員にあっては、<u>57歳</u>)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の同条第5項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を2号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。<u>ただし、60歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員(医療職給料表(一))の適用を受ける職員は除く。)</u>は、昇給しない。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(高齢職員の昇給)</p> <p>第6条 前条第5項の規定にかかわらず、<u>55歳</u>(医療職給料表(一))の適用を受ける職員にあっては、<u>57歳</u>)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の同条第5項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を2号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事院の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」とする。

4・5 略

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事院の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4・5 略

(参考1)

給料表・職階別給料等に関する調べ

(令和5年12月現在)

区 分		職員数 (人)	現行給料 平均額 (円)	改定給料 平均額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	平均 年齢 (歳)	平均勤 続年数 (年)
一 般 職 給 料 表	6級 (部長等)	14	441,392	442,978	1,586	0.36	57.01	30.10
	5級 (課長等)	66	413,113	414,395	1,282	0.31	55.05	33.08
	4級 (課長補佐等)	91	378,984	380,341	1,357	0.36	50.11	28.05
	3級 (係長等)	112	339,700	341,470	1,770	0.52	47.00	23.07
	2級 (主任等)	26	291,600	294,873	3,273	1.12	41.00	15.10
	1級 (主事等)	207	222,976	230,543	7,567	3.39	29.06	5.09
技能労務職員 給料表		4	280,400	284,275	3,875	1.38	47.03	15.05
医療職給料表(一) (医師)		6	741,433	745,816	4,383	0.59	55.02	10.11
医療職給料表(二) (医療技師等)		21	277,947	281,761	3,814	1.37	42.03	15.05
医療職給料表(三) (看護師)		53	295,081	298,992	3,911	1.33	44.06	13.10
計		600	311,272	315,287	4,015	1.29	42.02	17.09

(参考2)

令和5年国家公務員給与改定の概要

1 俸給表

(1) 俸給表の改定（行政職俸給表（一））

平均改定率	1.10%
-------	-------

(2) 初任給

	現 行	改定後
大学卒	185,200円	196,200円 (11,000円引上)
短大卒	164,100円	176,100円 (12,000円引上)
高校卒	154,600円	166,600円 (12,000円引上)

初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定。

初任給については、大学卒11,000円、高校卒12,000円の引上げ。

2 諸手当

(1) 期末勤勉手当

(月)

		6月期		12月期		計	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
令和5年度	期末手当	1.2	1.2	1.2	<u>1.25</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉手当	1.0	1.0	1.0	<u>1.05</u>	2.0	<u>2.05</u>
令和6年度	期末手当	1.2	<u>1.225</u>	1.2	<u>1.225</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉手当	1.0	<u>1.025</u>	1.0	<u>1.025</u>	2.0	<u>2.05</u>

3 実施時期

俸給表は令和5年4月1日、令和5年度の期末勤勉手当は令和5年12月1日、令和6年度の期末勤勉手当は令和6年4月1日。

(参考3)

本市の改定内容

1 給料表

(1) 給料表の改定（一般職給料表）

平均改定率	0.84%
-------	-------

(2) 初任給

	現 行	改定後
大学卒	189,200円	200,200円 (11,000円引上)
短大卒	165,100円	177,100円 (12,000円引上)
高校卒	154,600円	166,600円 (12,000円引上)

初任給を始め若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定。

初任給については、大学卒11,000円、高校卒12,000円の引上げ。

2 諸 手 当

(1) 期末勤勉手当

(月)

		6月期		12月期		計	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
令和5年度	期末手当	1.2	1.2	1.2	<u>1.25</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉手当	1.0	1.0	1.0	<u>1.05</u>	2.0	<u>2.05</u>
令和6年度	期末手当	1.2	<u>1.225</u>	1.2	<u>1.225</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉手当	1.0	<u>1.025</u>	1.0	<u>1.025</u>	2.0	<u>2.05</u>

3 実施時期

給料表は令和5年4月1日、令和5年度の期末勤勉手当は令和5年12月1日、令和6年度の期末勤勉手当は令和6年4月1日。

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市長等の給料その他給与条例（平成16年高梁市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の182.5」を「100分の187.5」に改める。

第2条 高梁市長等の給料その他給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の187.5」を「100分の185」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市長等の給料その他給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（その他）
- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

市長等の期末手当を増額するため。

(参考)

高梁市長等の給料その他給与条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(参考)

高梁市長等の給料その他給与条例新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の18.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の18.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年高梁市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、「100分の182.5」を「100分の187.5」に改める。

第2条 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の187.5」を「100分の185」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正を行うため。

(参考)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案		現行	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	380,000	1	376,000
2	427,000	2	422,000
3	477,000	3	472,000
4	539,000	4	533,000
<p>2 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の187.5</u>」とする。</p>		<p>2 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。</p>	

(参考)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の185</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の187.5</u>」とする。</p>

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例（平成16年高梁市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第10項から第13項」を「第12項から第15項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第4条、第6条関係）

手数料を徴収する事務の種類	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円
2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該	1件につき 400円

<p>発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>4 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除</p>	<p>1件につき 700円</p>

く。)	
5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円
6 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円
7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円とする。
8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表したものの1件につき 350円
9 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円
10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ及び第63条第3項	1件につき 86,000円

第7号イに規定する宅地の造成が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	
1 1 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,300円
1 2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円
1 3 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円
1 4 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円
1 5 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円
1 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
1 7 印鑑に関する証明手数料	1通につき 300円
1 8 印鑑登録証の再交付及び再登録による手帳交付手数料	1件につき 300円
1 9 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する写し交付等手数料	
ア 住民票の写し等	1通につき 300円
イ 広域交付による住民票の写し	1通につき 300円

ウ 戸籍附票の写し	1 通につき 300円
エ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 件につき 300円
20 身分に関する証明手数料	1 通につき 300円
21 備付公簿の謄本及び抄本又は証明手数料	1 通につき 300円
22 備付公簿及び図面の閲覧手数料	1 通につき 300円
23 土地物件に関する証明手数料	1 件につき 300円
24 資産に関する証明手数料	1 件につき 300円
25 所得及び税に関する証明手数料	1 件につき 300円
26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び図面に 関する証明手数料	1 件につき 300円
27 地方自治法第231条の3による督促状に係 る手数料	1 件につき 100円

別表第2の10の項中「設計したものをいう。」の次に「以下この項、」を、「高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)」を加え、同表14の項中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則 (令和5年高梁市条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条及び別表第1の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(手数料の免除) 第6条 略 2 別表第1第12項から第15項までに定める手数料につき、次に掲げるものに対しては、手数料を徴収しない。 (1)・(2) 略 3・4 略 別表第1(第2条、第4条、第6条関係)		(手数料の免除) 第6条 略 2 別表第1第10項から第13項までに定める手数料につき、次に掲げるものに対しては、手数料を徴収しない。 (1)・(2) 略 3・4 略 別表第1(第2条、第4条、第6条関係)	
手数料を徴収する事務の種類	金額	手数料を徴収する事務の種類	金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付手数料	1通につき 450円	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	1通につき 450円
2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第15</u>	1件につき 400円		

<p>1号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>	<p>2 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しく</p>	<p>1通につき 750円</p>

<p>4 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発 hands 手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1件につき 700円</p>	<p>は一部を証明した書面の交付手数料</p>	
<p>5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>	<p>3 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>
<p>6 戸籍法第12条の2において準用する同</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>	<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>

<p>法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>		<p>法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	
<p>7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第26条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円とする。</p>	<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円とする。</p>
<p>8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>	<p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料</p>	<p>書類1件につき 350円</p>
<p>9 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審</p>	<p>1両につき 750円</p>	<p>7 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審</p>	<p>1両につき 750円</p>

査に係る臨時運行許可申請手数料		査に係る臨時運行許可申請手数料	
10 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ及び第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円	8 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ及び第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円
11 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,300円	9 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,300円
12 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	10 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円
13 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	11 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円
14 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	12 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円
15 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基	1件につき 340円	13 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基	1件につき 340円

づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	
16 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
17 印鑑に関する証明手数料	1通につき 300円
18 印鑑登録証の再交付及び再登録による手帳交付手数料	1件につき 300円
19 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に関する写し交付等手数料	
ア 住民票の写し等	1通につき 300円
イ 広域交付による住民票の写し	1通につき 300円
ウ 戸籍附票の写し	1通につき 300円
エ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300円
20 身分に関する証明手数料	1通につき 300円
21 備付公簿の謄本及び抄本又は証明手数料	1件につき 300円
22 備付公簿及び図面の閲覧手数料	1件につき 300円
23 土地物件に関する証明手数料	1件につき 300円
24 資産に関する証明手数料	1件につき 300円
25 所得及び税に関する証明手数料	1件につき 300円

づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	
14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
15 印鑑に関する証明手数料	1通につき 300円
16 印鑑登録証の再交付及び再登録による手帳交付手数料	1件につき 300円
17 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に関する写し交付等手数料	
ア 住民票の写し等	1通につき 300円
イ 広域交付による住民票の写し	1通につき 300円
ウ 戸籍附票の写し	1通につき 300円
エ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300円
18 身分に関する証明手数料	1通につき 300円
19 備付公簿の謄本及び抄本又は証明手数料	1件につき 300円
20 備付公簿及び図面の閲覧手数料	1件につき 300円
21 土地物件に関する証明手数料	1件につき 300円
22 資産に関する証明手数料	1件につき 300円
23 所得及び税に関する証明手数料	1件につき 300円

26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円
27 地方自治法第231条の3による督促状 に係る手数料	1件につき 100円

別表第2(第2条関係)

事務の種類	名称	区分	金額
(略)			
10 高圧ガス 保安法(昭和 26年法律第 204号)第5条 第1項の規定 に基づく高 圧ガスの製 造の許可に 関する事務	高圧ガス 保安法第 5条第1 項の規定 に基づく高 圧ガスの製 造の許可の申 請に対する 審査手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 イ 略 ロ 同号に該当する者であって移動式製造設備 (高圧ガスの製造のための設備で移動するこ とができるように設計したものをいう。以下 この項、11の項及び15の項において同じ。)の みを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額(当該移動式製造設備について液 化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の 4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対 する審査にあつては、6,000円)	

24 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円
25 地方自治法第231条の3による督促状 に係る手数料	1件につき 100円

別表第2(第2条関係)

事務の種類	名称	区分	金額
(略)			
10 高圧ガス 保安法(昭和 26年法律第 204号)第5条 第1項の規定 に基づく高 圧ガスの製 造の許可に 関する事務	高圧ガス 保安法第 5条第1 項の規定 に基づく高 圧ガスの製 造の許可の申 請に対する 審査手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 イ 略 ロ 同号に該当する者であって移動式製造設備 (高圧ガスの製造のための設備で移動するこ とができるように設計したものをいう。11の 項及び15の項において同じ。)のみを使用して 高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備 の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

		(1)~(10) 略
		ハ 略
		(1)~(5) 略
(略)		
14 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査申請手数料	10の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
	2~4 略	
(略)		

		(1)~(10) 略
		ハ 略
		(1)~(5) 略
(略)		
14 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査申請手数料	10の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
	2~4 略	
(略)		

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例(平成16年高梁市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の高梁市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の減額に係る規定について所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)については、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)については、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>

産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて
得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した
所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう
ち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により
算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するもの
とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1
の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する
月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割
額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額
の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年
度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険
者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定
した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとし
た場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数
を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省

略させることができる。

工事請負契約の締結について

令和5年度子ども園施設整備事業 高梁認定子ども園（仮称）建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度子ども園施設整備事業
高梁認定子ども園（仮称）建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,958,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額178,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・(有)三宅工務店・木口建設(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

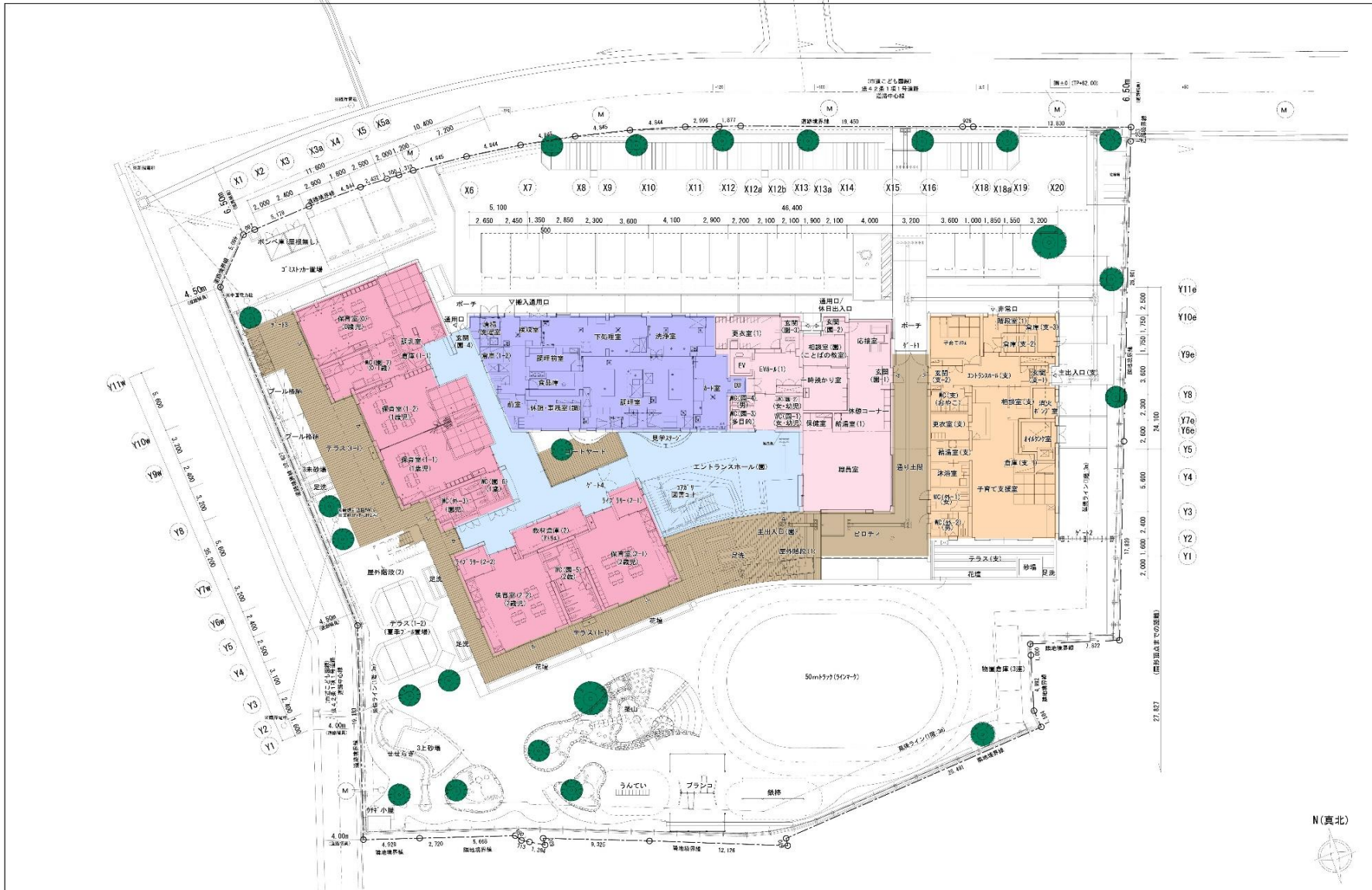
令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定子ども園（仮称）を建設するため。

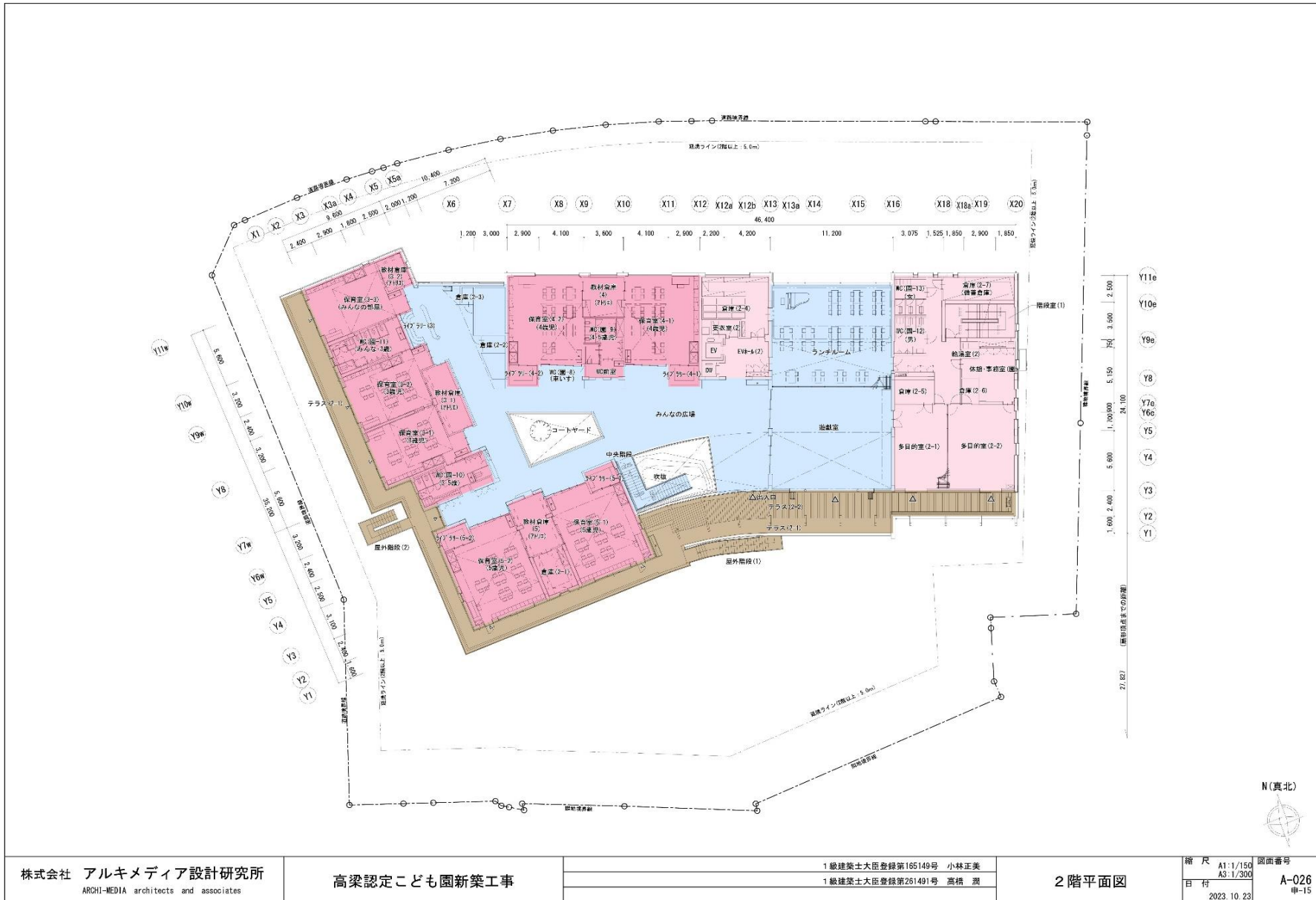
(参考) 平面図



56

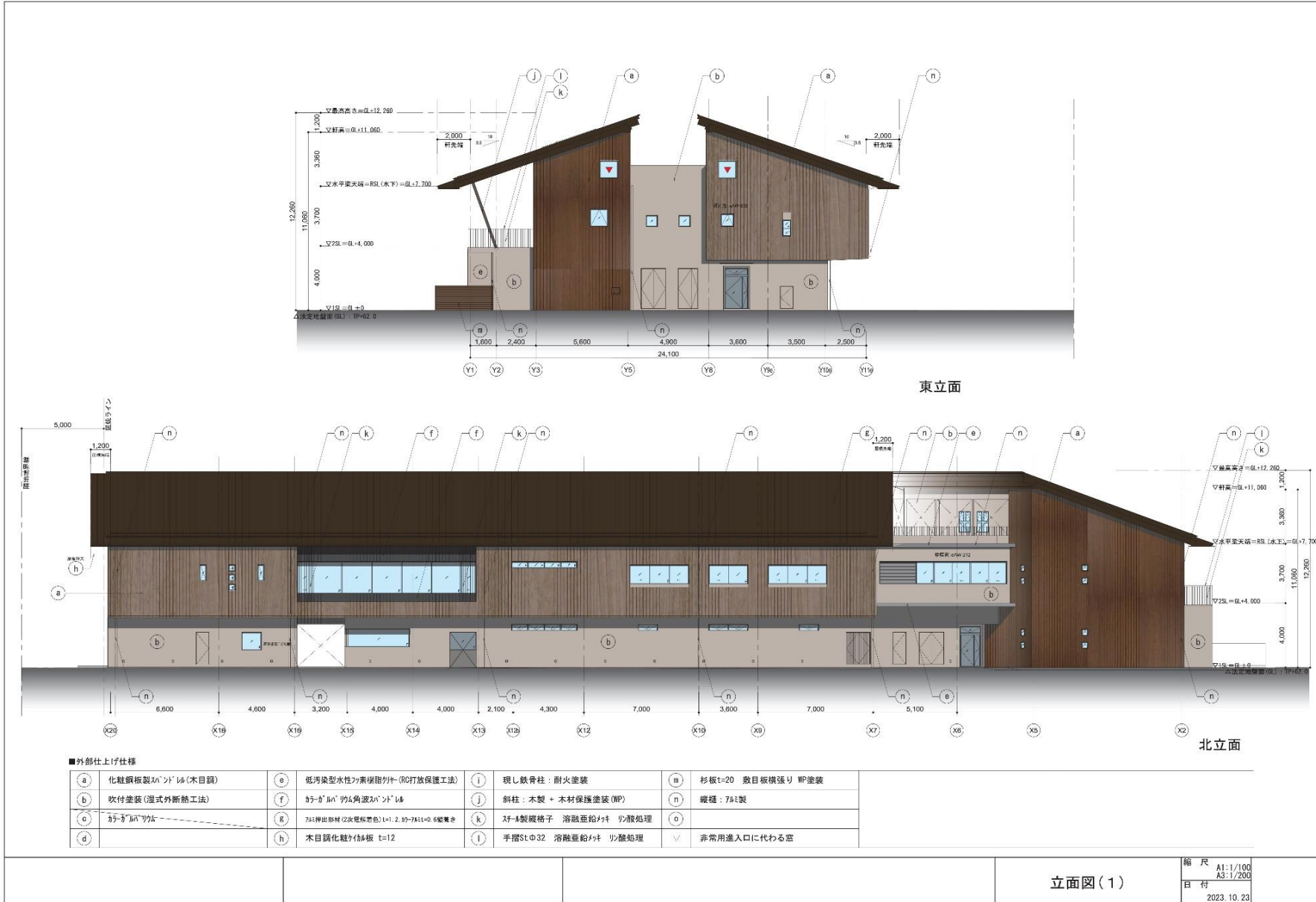
<p>株式会社 アルキメディア設計研究所 ARCHI-MEDIA architects and associates</p>	<p>高梁認定こども園新築工事</p>	<p>1級建築士大臣登録第165149号 小林正美 1級建築士大臣登録第261491号 高橋 潤</p>	<p>1階平面図</p>	<p>縮尺 A1:1/150 図面番号 A3:1/300 日付 2023.10.23 A-025 申-14</p>
--	---------------------	--	--------------	---

(参考) 平面図

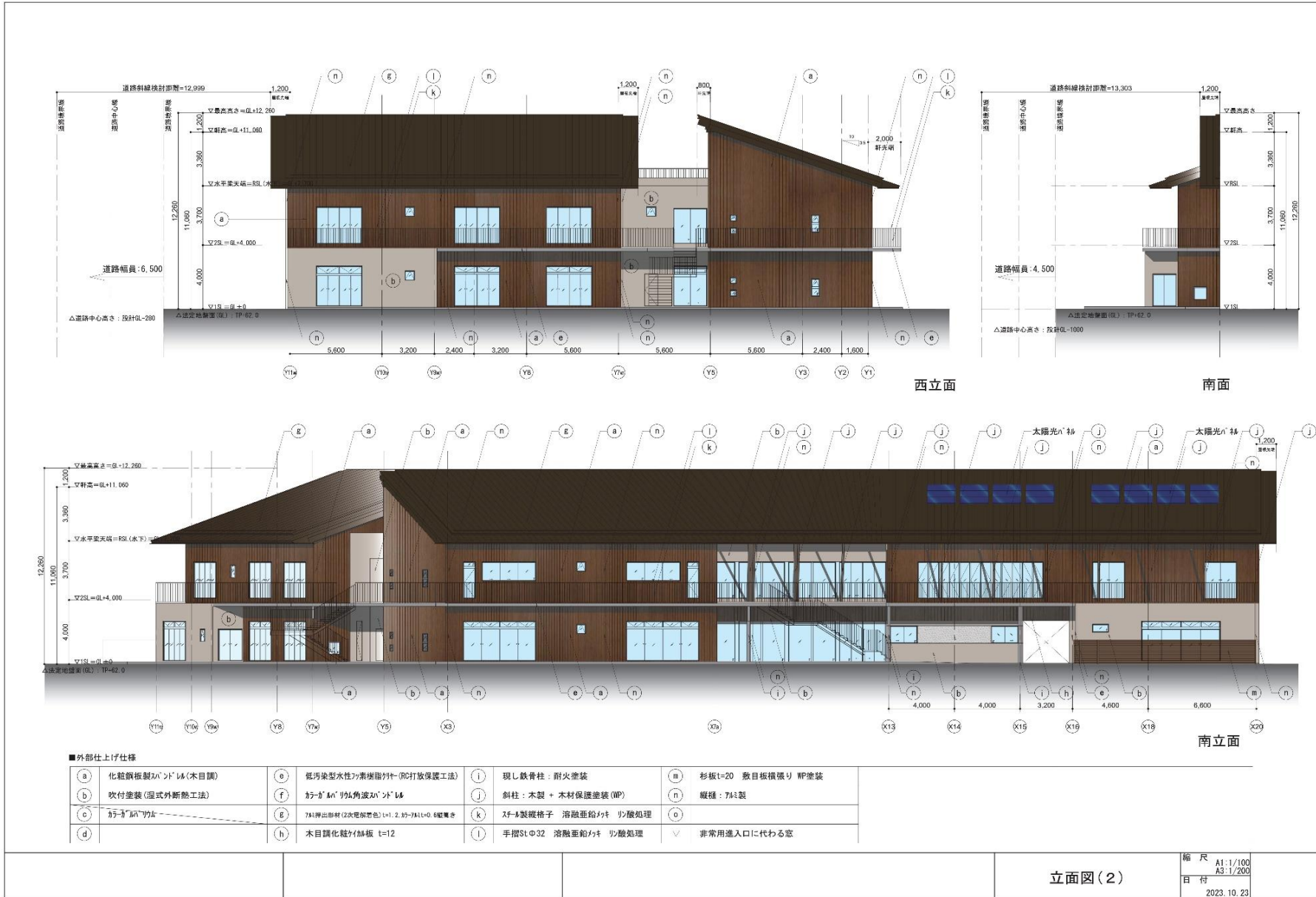


株式会社 アルキメディア設計研究所 ARCHI-MEDIA architects and associates	高梁認定こども園新築工事	1級建築士大臣登録第165149号 小林正美	縮尺 A1:1/150 A3:1/300	図面番号 A-026 申-15
		1級建築士大臣登録第261491号 高橋 潤		
2階平面図			2023.10.23	

(参考) 立面図



(参考) 立面図



立面図(2)

縮尺 A1:1/100
A3:1/200
日付 2023.10.23

(参考)

地方自治法(抜すい)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例(抜すい)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

工事請負契約の締結について

令和5年度子ども園施設整備事業 高梁認定子ども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度子ども園施設整備事業
高梁認定子ども園（仮称）建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額36,500,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定子ども園（仮称）を建設するため。

工事請負契約の締結について

令和5年度子ども園施設整備事業 高梁認定子ども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度子ども園施設整備事業
高梁認定子ども園（仮称）建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

高梁認定子ども園（仮称）を建設するため。

